

○ 里親関係

(1) 里親制度の見直しについて

里親の区分・要件等について

- ※ 平成20年3月14日全国家庭福祉施策担当係長会議資料としてお示したものに加筆・修正したもの
- ※ ここで示す案については、ここに記載されている事項のうち、省令・告示で定める事項はパブリックコメントで示す事項と同内容であり、今後変更はあり得るものである。

里親の区分

改正後の「里親」の区分

- 養育里親(養育里親の中で専門里親を区分) → 養育里親名簿に登録
- 養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親 → 養育里親名簿とは異なる名簿に登録

- ・ 従来の「里親」と改正後の「里親」で範囲が異なるのではなく、新たな区分ができたもの。
- ・ 可能であれば養子縁組によって養親となることも希望するが、養子縁組が可能ではない要保護児童についても、その養育を行ってもよいと考えている里親については、基本的に養育里親として登録することを勧め、その旨を養育里親名簿等に記載するか、養子縁組によって養親となることを希望する者の名簿にも併せて記載する等の対応をとる。

短期里親等の取り扱いについて

- 短期里親については、区分をなくし、養育里親の中に入れる。
- 養育里親が短期(1年以内)の委託を希望する場合は、登録の際や短期を希望することになった際に都道府県に伝えておき、これに応じたマッチングを行うことにする。
- 職業里親については、実績等を勘案し、廃止する。
- 現在、職業里親として登録している里親については、里親の希望等をふまえ、養育里親等へ移行する。

